

秦野野鳥の会会則

第1条 (名称及び事務所)

本会は、『秦野野鳥の会』と称し、事務所は事務局宅に置く。

第2条 (目的)

本会は、野鳥を通じて自然に親しむとともに、その愛護を計ることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 探鳥会
2. 学習会
3. 会報の発行(野鳥だより 月1回発行)

第4条 (会員)

- 1、本会の会員は、本会の目的に賛同する者(小学生4年生以上)をもって組織し、正規の会費を納入した者を会員とする。
- 2、会費は一家庭単位とし、年額1500円(保険料を含む)とする。

第5条 (役員とその選出)

- 1、本会の役員は次の通りとし、その任期を2年とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
(兼 会計)
- (4) 幹事 若干名

- 2、役員を選出は総会にて行う。

第6条 (総会)

総会は年1回とする。

第7条 (会則の改廃)

会則の改廃は、総会で会員の過半数をもって決する。

第8条 (会計年度)

1月1日よりはじめ12月31日をもって終わる。

附 則

- この会則は、昭和53年3月1日より施行する。
この会則は、昭和60年1月1日より施行する。(一部改正)
この会則は、平成3年1月19日より施行する。(一部改正)
この会則は、平成23年1月1日より施行する。
(会費を2500円から1500円に変更)